

# 令和8年度高知県監査計画

令和8年4月6日 監査委員会議決定

## 第1 趣旨

高知県監査委員監査基準(令和2年4月1日制定)第7条の規定により令和8年度に実施する監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)についての計画を次のとおり定める。

## 第2 基本方針

- (1) 監査等の実施に当たっては、事務の管理及び執行等が正確で、法令に適合しているかという観点で行うことに加え、経済性、効率性及び有効性の観点から、事務や事業の成果や効果等の分析に努める。
- (2) 事務の執行におけるリスクの重要度を踏まえたうえで監査の重点化を図る。
- (3) 監査等が相互に有機的に連携して行われるよう努め、相乗効果の高い監査を実施する。
- (4) 外部の専門家等を活用し、監査の専門性の向上を図る。
- (5) 監査結果に基づく是正、改善等の状況を事後検証することにより、ミス等の再発防止の徹底を図るとともに、事務の適正化を促す。

## 第3 監査等の種類

### 1 定期監査

#### (1) 監査対象機関

監査は、下記機関に対して実施する。

ただし、県立学校、警察署及び小規模機関の委員監査は、2年に1度は書面監査(対面による監査を行わず、関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取する監査)によることができる。

書面監査とする機関は、監査委員会議において決定する。

記

(機関数)

本庁			出先機関			合計		
委員 監査	書面 監査	計	委員 監査	書面 監査	計	委員 監査	書面 監査	計
108	0	108	84	37	121	192	37	229

#### (2) 実施時期等

区分		実施時期	報告・公表時期
定期監査	出先機関(前期)	4月～7月	8月
	本庁	6月～8月	10月
	出先機関(後期)	9月～2月	2月

### (3) 実施体制

#### ① 事務局監査

原則として、監査委員が対面で行う監査(以下「委員監査」という。)に先立ち、監査委員の指示に基づき事務局職員が事前の監査(以下「事務局監査」という。)を行う。

事務局監査は、別に定める実施要領等に基づき実施し、必要な予備調査等を行う。

#### ② 委員監査

監査委員 2 人一組の 2 班体制で実施し、事務局職員が陪席する。

ただし、部長等の総括説明並びに公営企業局及び警察本部等は、原則として 4 人一組の 1 班体制とする。

### (4) 重点項目

#### ① 工事監査

監査対象機関が実施する土木工事及び建築等工事の中から選定した対象工事について監査する。

監査に先立ち、専門知識を有する団体に技術的事項の調査を委託するものとする。

実施時期は、令和 8 年 4 月から令和 9 年 2 月までの間とし、結果のとりまとめは、令和 9 年 2 月とする。

#### ② 補助金の執行について

事務手続が適正になされているかだけでなく、事業の執行が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて監査する。

## 2 随時監査

定期監査のほか、必要があると認めるときは、監査を実施することができる。

詳細は、別に定めるものとする。

## 3 行政監査

### (1) 監査対象機関

監査委員会議において監査対象機関を決定する。

### (2) 監査のテーマ

県に事務局を置く任意団体の事務について

### (3) 実施時期等

区分	実施時期	報告・公表時期
行政監査	6 月～ 2 月	3 月

#### (4) 実施体制

##### ①事務局監査

原則として、委員監査に先立ち、監査委員の指示に基づき事務局監査を行う。

事務局監査は、別に定める実施要領等に基づき実施し、必要な予備調査等を行う。

##### ②委員監査

監査委員会議において、事務局監査の報告等について質疑を行うこと等により、委員監査を実施する。

なお、必要に応じて、監査委員から監査対象機関等への質疑等を行う。

#### 4 財政的援助団体等監査

##### (1) 監査対象団体

対象団体の中から監査委員会議において実施団体を選定する。

区分	出資団体	指定管理者	補助金等交付団体
監査実施団体数(予定)	12 団体程度	6 団体程度	1 団体程度

※監査実施団体数は、重複分を含む。

##### (2) 実施時期等

区分	実施時期	報告・公表時期
財政的援助団体等監査	9月～2月	3月

##### (3) 実施体制

定期監査に準じた体制により実施する。

#### 5 決算審査及び基金運用審査

##### (1) 審査対象会計

一般会計、特別会計及び公営企業会計の令和7年度決算

##### (2) 実施時期等

本庁の課、委員会等事務局、公営企業局及び警察本部の監査に並行して実施する。

区分		実施時期	報告時期
決算審査	一般会計・特別会計	6月～8月	9月
	公営企業会計	6月～8月	9月
基金運用審査		6月～8月	9月

### (3) 実施体制

決算審査は、定期監査に準じた体制により実施する。

基金運用審査は、行政監査に準じた体制により実施する。

## 6 健全化判断比率等審査

### (1) 審査対象

令和7年度決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率

### (2) 実施時期等

区分	実施時期	報告時期
健全化判断比率等審査	8月	9月

### (3) 実施体制

行政監査に準じた体制により実施する。

## 7 例月出納検査

### (1) 検査対象

会計管理者所管、知事所管(流域下水道事業会計)及び公営企業管理者所管のそれぞれの現金出納事務。ただし、公営企業会計の3月分は、5月の検査対象とする。

### (2) 実施時期

原則として毎月の末日に実施する。

### (3) 実施体制

#### ①事務局検査

原則として、委員検査に先立ち、監査委員の指示に基づき事務局検査を行う。

事務局検査は、別に定める実施要領等に基づき実施し、必要な予備調査等を行う。

#### ②委員検査

1月は、監査委員が会計管理者、土木部長、公営企業管理者等から事情を聴取して検査するものとし、その他の月は、代表監査委員が書面報告に基づき検査する。

## 8 内部統制評価報告書審査

### (1) 審査対象

令和7年度の内部統制評価報告書

(2) 実施時期等

知事部局、委員会等事務局及び警察本部の定期監査及び決算審査に並行して実施する。

区分	実施時期	報告時期
内部統制評価報告書審査	7月～8月	9月

(3) 知事との意見交換等

監査委員は、知事が内部統制評価結果をとりまとめたときに、内部統制の評価に関して意見交換等を行う。

(4) 実施体制

行政監査に準じた体制により実施する。

## 9 その他の監査等

監査等の要求若しくは請求があったとき又は監査委員が必要であると認めるときは、監査委員の協議に基づき監査等を実施する。

実施方法等については、必要に応じて別に定める。

## 10 計画の修正

監査の実施過程において、環境等の変化又は本計画に影響を与えるような事象があった場合、必要に応じて監査対象等の修正を行う。